

## 令和 8 年 9 月定例県議会付議案

### 議案第 1 号 令和 8 年度鳥取県一般会計補正予算（第 2 号）

### 議案第 2 号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算（第 1 号）

### 議案第 3 号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第 2 号）

### 議案第 4 号 鳥取県税条例及び特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（協働企画課、税務課）

寄附金税額控除の対象として指定している法人の指定の期間を更新するとともに、県内の一部地域が原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に規定する原子力発電施設等立地地域として指定されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

（概 要）

#### ①鳥取県税条例の一部改正

個人県民税の寄附金税額控除の対象としている特定非営利活動法人未来に対して支出された寄附金の当該寄附金税額控除の指定の期間を令和 8 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日まで（現行 令和 3 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで）に更新する。

#### ②特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正

原子力発電施設等立地地域の指定に伴い、県税の不均一課税について定めた規定について所要の整備を行う。

[令和 8 年 11 月 1 日施行 ほか]

### 議案第 5 号 鳥取県児童福祉施設に関する条例等の一部を改正する条例（子育て王国課等）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

（概 要）

児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設（児童館を除く。）、児童発達支援センター、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。）、指定障害児入所施設及び認定こども園の設置者並びに指定障害児通所支援事業者は、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童等を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講ずることとする。

[令和 8 年 12 月 25 日施行]

### 議案第 6 号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（くらしの安心推進課）

和解の相手方：境港市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 90,343 円を和解の相手方に支払う。

概 要：令和 8 年 5 月 14 日、くらしの安心推進課の職員が、西部計量センター敷地内において除草作業中、草刈機により跳ね上げられた石が、和解の相手方使用の建物のガラス戸に当たり、同ガラス戸を破損させたものである。

### 議案第 7 号 令和 7 年度鳥取県天神川流域下水道事業会計決算の認定について（水環境保全課）

### 議案第 8 号 令和 7 年度鳥取県営企業決算の認定について（企業局経営企画課）

### 議案第 9 号 令和 7 年度鳥取県営病院事業決算の認定について（病院局総務課）

# 報 告 事 項

## 報告第 1号 令和7年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書について（企業局経営企画課）

| 事 業 名                  | 年 度          | 精 算 額 (円)           |
|------------------------|--------------|---------------------|
| 新幡郷発電所固定子更新<br>※収益的支出分 | R 5 ～ R 7 年度 | 1, 5 6 8, 5 9 5     |
| 新幡郷発電所固定子更新<br>※資本的支出分 | R 5 ～ R 7 年度 | 6 5 8, 0 0 0, 0 0 0 |

## 報告第 2号 令和7年度鳥取県営工業用水道事業会計継続費精算報告書について（企業局経営企画課）

| 事 業 名                       | 年 度          | 精 算 額 (円)           |
|-----------------------------|--------------|---------------------|
| 米子市道新設に伴う日野川工業用水道支障<br>移転事業 | R 6 ～ R 7 年度 | 2 1 9, 4 4 0, 1 0 0 |

## 報告第 3号 議会の委任による専決処分の報告について

### （1）損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年7月15日専決）（家畜防疫課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 552,719 円（県過失 9 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和8年3月11日、倉吉家畜保健衛生所の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点を右折する際、左方の安全確認が不十分であったため、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

### （2）工事請負契約（水貫川河川改修工事（7工区）（ポンプ設備）（補助））の変更について

（令和8年7月27日専決）（河川課）

米子市から受託した市道拡幅工事に係る市との調整等に時間を要したことに伴い、市道拡幅工事と関連して施工する本工事について、工事完成期限の延長を行うものである。

（変更内容）

・工事完成期限：現行 令和8年7月31日 → 変更後 令和9年3月15日

### （3）鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例（令和8年8月9日専決）（まちづくり課）

景観法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

（概 要）

次の事項について定めた規定中引用する景観法の条項を改める。

- ①景観計画区域内において届出を要することとする条例で定める行為について、当該届出に係る事項を変更する際に知事への届出を要する事項
- ②景観計画区域内における届出、勧告等の規制を適用しないこととする行為

[都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行]

**(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年8月9日専決）（道路企画課）**

和解の相手方：甲 茨城県つくば市 個人  
乙 西伯郡伯耆町 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 437,620 円（県過失 10 割）を和解の相手方乙に支払う。

事故の概要：令和8年2月3日、和解の相手方甲が、主要地方道西伯根雨線を和解の相手方乙所有の小型乗用自動車で行中、トンネルに進入しようとした際、トンネル坑口から落下してきた雪が当たり、同車両が破損したものである。

**(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年8月9日専決）（道路企画課）**

和解の相手方：甲 米子市 個人  
乙 東京都港区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 773,050 円（県過失 10 割）を和解の相手方甲に支払う。

事故の概要：令和8年4月28日、和解の相手方甲が、一般国道 431 号を和解の相手方乙所有の普通乗用自動車で行中、街路樹から落下してきた枝が当たり、同車両が破損したものである。

**(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年8月10日専決）（長寿社会課）**

和解の相手方：広島県廿日市市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 28,050 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和8年2月27日、長寿社会課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内の駐車枠から後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通特種自動車（冷蔵冷凍車）に衝突し、双方の車両が破損したものである。

**(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年8月10日専決）（警察本部監察課）**

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 15,000 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和7年12月7日、米子警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（捜査用多目的運搬車）を運転中、交差点を左折する際、左側の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置する石垣に接触し、同石垣を破損させたものである。

**(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年8月10日専決）（警察本部監察課）**

和解の相手方：東京都千代田区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 202,910 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和7年12月14日、鳥取警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を駐車場内に駐車し、助手席ドアが半開きのまま車両から離れていたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の小型乗用自動車の後部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

**(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年8月10日専決）（警察本部監察課）**

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 85,360 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和8年4月8日、捜査第二課の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、右側の注意を怠ったため、停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車とすれ違う際に接触し、同車両が破損したものである。

**(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年8月12日専決）（消防防災課）**

和解の相手方：米子市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 423,632 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和8年6月12日、消防学校の職員が、公務のため普通特種自動車（救急車）を運転中、駐車場で駐車枠に駐車しようとして後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方使用の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

**(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年8月12日専決）（環境立県推進課）**

和解の相手方：広島市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 210,800 円（県過失 10 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和8年5月27日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽貨物自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の普通乗用自動車の前部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

**(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年8月12日専決）（県土総務課）**

和解の相手方：米子市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 385,200 円（県過失 9 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和8年1月13日、西部総合事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点を右折しようとした際、直進してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

**(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和8年8月26日専決）（警察本部監察課）**

和解の相手方：東京都千代田区 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 67,260 円（県過失 2 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和8年2月22日、浜村警察署の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を緊急自動車として運転中、交差点に進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

**報告第 4号 鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について（交通政策課）**

鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例第 24 条の規定により、鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について報告する。

**報告第 5号 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評価について**

**（産業未来創造課）**

地方独立行政法人法第 28 条第 5 項の規定により、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの令和 7 年度における業務の実績及び第 5 期中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価について報告する。

**報告第 6号 法人の経営状況について**

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 ほかに 30 法人

**報告第 7号 鳥取県出資法人等における給与等の状況について**

公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構 ほかに 30 法人

**報告第 8号 長期継続契約の締結状況について**

件 数          新規 28 件   変更   1 件